

いう。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

7 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

8 第三条の規定は、第二項及び第四項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。

9 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。)又は從来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請する

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年

度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

10 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第六項又は第七項の規定にかかわらず、第二条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

11 第一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

12 第一項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第四条の二 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

二 前条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第一項第三号に掲げる書類

四 第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類

五 その他文部科学大臣が定める書類

2 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合(当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。)に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年

度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

(寄附行為変更の届出手続等)

第四条の三 法第四十五条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第三号(法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項(同法第二百三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第二百三十一条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに係る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。附則第十二条において「認定こども園法」という。)第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)

三 法第三十条第一項第十二号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(法第三十条第一項第十二号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を除く。)

2 法第四十五条第二項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類(変更後の寄附行為並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。)

(財産目録等の作成)

第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する書類(事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。)の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2 法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとして、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第六十四条第四項の法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第四十七条第一項に規定する書類のうち収支計算書については、第一項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

4 法第四十七条第一項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人(法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、準学校法人。)の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第四条の五 法第四十八条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

第五条 法第五十条第二項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第五十条第一項第一号に該当する場合にあつては同号に規定する手続(法第四十二条に規定する手続を含む。)、法第五十条第一項第三号に該当する場合にあつては法第四十二条に規定する手続を経たことを証する書類

三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人及び同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

六 その他所轄庁が定める書類

七 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第一号に掲げる書類には、認可申請書に次に一号イに掲げる書類

八 合併認可申請手続

九 第六条 法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第五十二条第一項に規定する手続(法第四十二条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類

三 法第五十五条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人(以下この項において「存続学校法人」という。)又は合併によって設立する学校法人(以下この項において「設立学校法人」という。)について、次に掲げる書類

六 合併前寄附行為

七 合併前貸借対照表

八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則

九 その他所轄庁が定める書類

二 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。

3 第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号イに掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産目録には、副本を添付することを要する。

(公表)

第七条 法第六十三条の二第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。

(准学校法人への準用)

第八条 第二条第五項から第七項まで、第四条第一項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項、第四条の三第二項、第五条並びに第六条の規定は、准学校法人について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第四条第六項	都道府県知事の所轄に属する私立学校	私立専修学校若しくは私立各種学校
第六項	設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)	私立専修学校の課程を設置する場合
一項	私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。)	私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校
第六条第一項	私立学校	私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校
第九項	設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)	私立専修学校の課程を設置する場合
第五項	私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。)	私立専修学校若しくは私立各種学校
二	二 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。	二 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
三	一 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類	一 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類
四	二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類	二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
五	二 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。	二 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
六	二 その他の文部科学大臣が定める書類	二 その他の文部科学大臣が定める書類
七	三 その他文部科学大臣が定める書類	三 その他文部科学大臣が定める書類
八	四 第三条の規定は、第二項の申請について準用する。	四 第三条の規定は、第二項の申請について準用する。
九	五 第一項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。	五 第一項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

- 6 第一項の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人になるとする場合（新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。）又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人にならうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所轄に属する当該学校法人が準学校法人にならうとする場合は、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。
- 7 第二条第二項各号（第二号及び第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）
- 三 第四条第三項第一号及び第二号に掲げる書類
- 四 その他所轄庁が定める書類
- （認可申請書の様式等）
- 7 第一項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。
- （認可申請書の様式等）
- 第九条の二 第二条、第四条から第六条まで及び前条の認可申請書その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。
- 2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。
- 第十条 法第六十四条第二項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 第十一条及び第十二条 削除
(登記の届出等)
- 第十三条 令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものではある場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なうこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日とする。
- 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なうこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 4 令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。
(学校法人及び准学校法人台帳)
- 第十四条 令第五条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。
- 1 附 則 抄
この省令は、法施行の日（昭和二十五年三月十五日）から施行する。

- 10 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大（大学予科を含む。）高等学校及び専門学校を含むものとする。
- 12 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされたこと（以下この項において「みなし認可」という。）に伴い寄附行為を変更しようとする場合における法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、第四条の三第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 法第三十条第一項第一号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項
- 二 法第三十条第一項第二号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、次号の名称の変更に伴う変更に係る事項
- 三 法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項
- 附 則（昭和二十九年一月一六日文部省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三五年一月五日文部省令第一七号）
この省令は、私立学校法施行令の一部を改正する政令（昭和三十五年政令第一百八十三号）の施行の日から施行する。
- 附 則（昭和三七年五月一八日文部省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三九年三月三一日文部省令第九号）
この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和三九年七月一一日文部省令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三九年五月一一日文部省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四〇年四月一一日文部省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四一年五月一一日文部省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四五年七月一日文部省令第一九号）抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 第一条 附 則（昭和四五年一月一七日文部省令第二五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四七年六月一七日文部省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年六月一二日文部省令第三三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年一月二三日文部省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 3 新たに文部大臣の所轄に属する私立学校又は私立学校の学部若しくは学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）を設置し、昭和五十一年度に開設しようとする場合に係る私立学校法第三十条第一項、第四十五条及び第六十四条第六項の規定による認可の申請に係る手続等については、なお従前の例による。
- 2 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 1 この省令の施行の際現にされている私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項、第四十五条及び第六十四条第六項の規定による認可の申請に係る手続等については、なお従前の例による。
- 3 新たに文部大臣の所轄に属する私立学校又は私立学校の学部若しくは学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）を設置し、昭和五十一年度に開設しようとする場合に係る私立学校法第三十条第一項、第四十五条及び第六十四条第六項の規定による申請（医学部又は歯学部を設置

する場合に係る申請を除く。)に係るこの省令による改正後の私立学校法施行規則の適用については、第三条第四項中「前前年度の七月三十一日」とあるのは「前年度の四月三十日」と、第三条の二第一項中「前前年度の三月三十一日」とあるのは「前年度の七月三十一日」とする。

附 則 (昭和五一年一月一〇日文部省令第一号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年四月一〇日文部省令第一四号)

この省令は、私立学校振興助成法の施行の日(昭和五十一年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年五月三一日文部省令第二九号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十一年六月一日)から施行する。

附 則 (昭和五五年六月三〇日文部省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一〇日文部省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一一月一七日文部省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一〇日文部省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月一〇日文部省令第一四〇号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日文部科学省令第二七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日文部科学省令第二三号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日文部科学省令第一七号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日文部科学省令第二三号)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三一二日文部科学省令第三五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日文部科学省令第一三号)

(施行期日)

この省令は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日文部省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月九日文部省令第一二号)

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日文部科学省令第二七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号)

抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日文部科学省令第二三号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日文部科学省令第二三号)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三一二日文部科学省令第三五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二五日文部科学省令第四〇号)

抄

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二七日文部科学省令第三号)

この省令は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一九日文部科学省令第三八号)

(施行期日)

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月一九日文部科学省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 平成三十一年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。

附 則 (令和元年五月一〇日文部科学省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月一七日文部科学省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令による改正前の私立学校法施行規則(以下「旧令」という)第四条第九項において準用する第三条の三の規定の適用(開設年度を平成十二年度とする私立大学の設置に係る旧令第四条第一項の申請に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年八月一四日)

平成一三年文部科学省令第一六号)

(施行期日)

この省令による改正前の私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十条第一項及び第四十五条の規定による認可の申請に係る手続き等については、なお従前の例による。

第一条 この中央省庁等改革推進本部令(次条において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

第二条 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための文部科学省組織関係命令の整備に関する命令(平成十三年文部科学省令第十六号)となるものとする。

附 則 (平成一一年一〇月三一日文部省令第五三号)

抄

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号)

抄

第一条 この省令は、令和四年九月三〇日文部科学省令第四号)

抄

附 則 (令和六年六月一四日文部科学省令第一一四号) 抄

別表 (第十四条関係)

7

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に学校法人又は私立学校法第一百五十二条第五項の法人の寄附行為、合併又は組織変更の認可を受けようとする場合において、施行日前に当該認可の申請をするときは、この省令による改正前の私立学校法施行規則第二条第一項第五号及び第五項第一号並びに第六条第一項第五号口（これらの規定を第八条において準用する場合を含む。）並びに第九条第二項第一号及び第六項第一号の規定にかかるわらず、この省令による改正後の私立学校法施行規則第三条第一項第五号から第八号まで及び第五項第一号、第四十八条第一項第五号口からへまで並びに第五十七条第二項第一号及び第六項第一号の規定の例により、書類を添付するものとする。

同表(第十四条関係)(昭和三十六年一月・一月版)

名稱から改称名目的とする事業の種類までについて、変更の度に朱書き記入すること。

(裏面)		名 称		附 行 索 案		備考	
登記年月日	申請者氏名	類	項	備考	備考	備考	備考
登記する学校 設立登記の目的とす る事務を行ふ者 その職員							
設立登記年月日	年 月 日	設立者					
設立登記年月日	年 月 日	理 事 及 び 監 督	■ (氏名) ■ (氏名)				
備考							

備考
本表の第一項とは第六項の規定により組織を変更して学校法人又は学校法人となるものについては、台帳表面中「設立」とあるのを「組織変更」と書き替えて記載し、備考欄にこの財团法人が組織変更して学校法人又は学校法人となつたものである旨を記載するものとする。

備考
本表の第一項とは第六項の規定により組織を変更して学校法人又は学校法人となるものについては、台帳表面中「設立」とあるのを「組織変更」と書き替えて記載し、備考欄にこの財团法人が組織変更して学校法人又は学校法人となつたものである旨を記載するものとする。